

# 令和7年度 第12回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和8年3月5日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第40号 農地法第3条許可申請書審議について  
議案第41号 農地法第4条許可申請書審議について  
議案第42号 農地法第5条許可申請書審議について  
議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）  
議案第44号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（諮問）

## 5. その他

## 6. 出席委員

### 農業委員

1 番 本田 和登	2 番 奥村 恭代	4 番 上田 一之
5 番 坂本 秀孝	6 番 井本久美子	7 番 外村 和彦
8 番 野口 拓哉	9 番 永野 健一	10 番 井芹 康雄
11 番 緒方 知治	12 番 田端 孝士	13 番 赤星 龍己
14 番 岡本 篤幸		

### 農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也
後藤 孝一	草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之

## 7. 欠席委員

### 農業委員

3 番 本田真由美

### 農地利用最適化推進委員

なし

## 8. 議事録署名人

9 番 永野 健一

10 番 井芹 康雄

## 9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

## 会 議

### 1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第12回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

### 2. 会長あいさつ

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

今年でやっと1年の節目となる最後の農業委員会総会となります。過去11回をいたしまして、今年度の最後ということになります。

皆様御承知のように、今、世界がいろいろと戦争が激しくて、特に中東は今、混乱の情勢が続いています。日本はほとんどの燃料を中東に依存しておりますので、これが長引けば燃料高、あるいは資材高騰等々に関わって日本の農業にかなりの打撃になるんじゃないかというふうに懸念をしておりますが、これは私たちではどうしようもないところですから、推移を見守っていきたいと思います。

今日は、3条、4条、5条、それから、中間管理事業、それに、農業経営基盤強化の関係の改正点等が議題として用意をされておりますので、皆さんのほうで忌憚のない意見をお願いしながら、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。

### 3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 本日は、9番委員の永野健一委員と、それから、10番委員の井芹康雄委員にお願いをいたします。

#### 4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いします。

会 長 それでは、早速議事に入りたいと思います。議案第40号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第40号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので許可の決定について意見を求めるものです。

令和8年3月5日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速審議に入ります。

2ページをお願いします。

番号1番、番号2番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらを県道嘉島甲佐線が走っていきまして、申請地は赤色の部分でございます。こちらにネットトヨタ熊本さん、大福物流さんがございます。

1番の申請地につきましては、大福物流さんから北へ120メートルのところへ1筆ございます。

また、2番の申請地につきましては、大福物流さんから西へ約40メートルのところへ1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、12番委員の田端委員から農地の耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の賃借について相談され、承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかを説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家であり、新規に就農される方です。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②、③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

先月の2月18日、岡本会長と8番委員の野口委員、事務局で現地調査を行いました。

申請された農地は、大字白旗字元白旗第二に2筆あります。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま9番委員の永野委員から現地調査の報告、また、12番委員の田端委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

外村委員、どうぞ。

○7番 すみません、しゃべります。

大江から来なはつとですか、直接的には。大江から来なはつとですか。農業しぎや大江から通ってきなはつとですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局より回答いたします。今、外村委員のほうから、熊本市中央区大江にお住まいの方なので大江のほうからいらっしゃるのかという御質問なんです、この方です、みどりファーム甲佐株式会社の代表取締役をされている方で、熊本市にお住まいではあるんですけど、甲佐町に通われておまして。

○7番 会社のほうでしなはつとですか、ほんなら。

事務局 法人なんですけど、甲佐町に通ってこられます。

○7番 だけん、会社のほうでしなはるわけで、個人的にしなはるとじゃなからう。

事務局 実際は御両親と職場の職員の方が一緒にされるということにはなってます。

会 長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

採決を行います。

許可することに賛成する方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番、2番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、3番について審議したいと思います。

事務局

その前に、事務局より事前説明がありますので、事務局から説明をお願いします。

番号3番の相手方(譲受人)の耕作面積と移動の理由について説明いたします。

まず、相手方(譲受人)について、事前に御説明いたします。相手方は現在益城町にお住まいですが、上早川区の御出身で、約25年間にわたり亡くなられたお父様と一緒に農業をされていらっしゃいます。お父様が昨年12月に他界されまして、現在は農地の相続登記手続中なのですが、現時点でまだ登記が完了しておらず、世帯も別のため、耕作面積はゼロ表記となっています。

なお、他界されたお父様の耕作面積は、田が7筆の5,057平米、畑が2筆の804平米となっております。お父様から引き継がれ、現在は譲受人の方がその農地面積も実際は耕作されていらっしゃいます。

続きまして、移動の理由について御説明いたします。これまでは、他界されたお父様が10アール当たり60キログラムの物納で貸借契約を結ばれていらっしゃいましたが、耕作者が他界されたお父様から変更になりまして、また、賃貸借契約から所有権移転と契約内容も変更がありますので、今回の移動理由を耕作者・契約内容の変更と記載しております。

以上で事前説明を終わります。

会 長

それでは、3番について審議に入りたいと思います。

7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番

7番委員の外村です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は、ちょっと見えにくいんですが、こちら、赤色の部分でございます。

こちらに龍野ふれあい広場がございまして、3番の申請地は龍野ふれあい広場から北東へ約1キロメートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きます、7番委員の外村委員から、農地の所有権移転（有償）について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。

では、今回の申請は、申請人が相手方の農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。

先月の2月18日に、岡本会長と9番委員の永野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川字上大谷に1筆あります。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま8番委員の野口委員から現地調査の報告、また、7番委員の外村委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

○7番 すみません、また。しゃべらんで言いよったばってん、また、すみません、しゃべります。

地図が、ちょっとさつき、あんまり細過ぎてちょっとこれじゃ分かりにくかつじやなかかなと。しゃんむりでんふれあい、あれば入れてせなんけん、あればってんが、俺はこの場所が分かるけん、上早川の者は分かるけん、よかつたろうばってん、ほかん人は全然これは分からんとじやなかろうかて思うちから。

会 長 何か拡大のできる方法はありませんか。

事務局 なかなかですね。申し訳ございません。

事務局 すみません、ちょっとこちらがですね、こういう小さくなる理由としましては、ちょっと目標物が見えることで、それからどのくらいで。例えば個人の家、誰から幾つっていうふうにはできませんので、やっぱりちょっと目標物を入れたもので表示をさせていただいてますので、今回は細かいやつです。周りに目標物がずっとないもんですから。

事務局長 すみません、じゃあ、アオタさんげの寺とかそこら辺に……。

○7番 それの方が良かかもしれない、それでなかとあんまり細過ぎてちょっと分かりにくくじゃなからうかと、かえって。

事務局長 寺とか神社とかなら分かりなはる可能性があるけんですね。ちょっと見やすいように改善します。

会 長 ほかには何かございませんか。  
ほかにはないようでございます。  
それでは、採決を行います。  
許可することに賛成する方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)  
全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。  
続きまして、4番について審議したいと思います。  
7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。では、説明します。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)  
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。  
事務局 それでは、説明いたします。  
6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。  
今回もちょっと見にくいんですが、申請土地は赤色の部分でございます。  
こちらに龍野ふれあい広場がございまして、番号4番の申請地は龍野ふれあい広場から北東へ約1キロメートルのところに位置してございます。  
説明は以上です。

会 長 それでは、続きまして、7番委員の外村委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○7番 7番委員の外村です。  
今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③についても、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

先月の2月18日に岡本会長と8番委員の野口委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川字上大谷に1筆あります。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま9番委員の永野委員から現地調査の報告、また、7番委員の外村委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。意見がないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案のとおり許可することに決定を  
してまいります。

続きまして、番号5番について、審議をいたします。

9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。では、説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み  
上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。地図、赤色の部分です。

こちらに甲佐町役場がございまして、5番の申請地は甲佐町役場から南東へ約450メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは、続きまして、9番委員の永野委員から農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 9番委員の永野です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の取得について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③についても、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。

先月の2月18日に岡本会長と9番委員の永野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字豊内塘ノ内に1筆あります。申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま8番委員の野口委員から現地調査の報告、また、9番委員の永野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところ

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○1番 これ、宅地の附属農地だというんですけど、宅地のほうについてはもう許可は下りてるんですか。

会 長 事務局。

事務局 事務局から説明いたします。

今、本田委員のほうからあったように、今回、実は農地の748平米を購入されまして、その右側の今回5条の転用申請で宅地になります。

○1番 今日、それは出してあると？

事務局 はい、出してあります。後ほど地図のほうで。そのうちの198平米がこちらで露地野菜を栽培されるということで、農地は農地として位置づけるということで3条の件になっております。

以上でございます。

会長 本田委員、よろしいですね。

○1番 はい。

会長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、番号6番について審議したいと思います。5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに田口橋がございまして、田口橋から約1.3キロメートル圏内に29筆、このように隣接、点在しております。

場所の説明は以上です。

会長 それでは、続きまして、5番委員の坂本委員から農地の耕作賃借権設定(5年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の貸借について相談され、了承をされたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

先月の2月18日に、岡本会長と8番委員の野口委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口に29筆あります。

申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま9番委員の永野委員から現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

田端委員、どうぞ。

○12番 その■■さん、●●ファーム甲佐と▲▲さんところは何か関係があるのでしょうか。

会 長 事務局から答弁をお願いします。

事務局 借りられるほうの■■さんは、ふるさと納税の担当の職員をされています。会社の方です。

○12番 これは役場に入っていらっしゃるんですか、グループとして。

会 長 係長、どうぞ。

事務局 のほうは、役場のほうでふるさと納税の委託を受けて、ふるさと納税の業務をされている方でございます。

○1番 何をされているか、はっきり言って。

事務局 ふるさと納税の全般的な業務を委託を受けてされているところでございます。

○12番 が、●●ファーム甲佐株式会社になるんですか。

事務局 いや、それとはまた別会社です。

事務局局長 農業部門をするためにこの会社を立ち上げられてます。

○12番 ●●ファームは農業をする。下横田か何か知らんですけど。

事務局局長 下横田が事務所。

○12番 ▲▲さんは法人の代表でもあると思うんですけど、これだけの土地をよく簡単に貸すなあというのがちょっと気になったんで、親戚関係か何かあるのかなと思った

んですけど、何もないんですね。

事務局長 御存じのとおり、米がうちの町はふるさと納税の返礼品の一番なんで、米が足りないということでこの■■さんが農業部門で●●ファーム甲佐を立ち上げられて、▲▲さんももともと、今、県産米のミックスなんですね、返礼品が。で、行く行くは多分町内産に総務省が幅を狭められるので、それで甲佐町産を作りたいというところの思いが一緒になって、一緒にその賃借をされて、▲▲さんは指導員という形で入られます。

で、アグリの方も、アグリさんの土地とはまた別になりますので、アグリさんに迷惑をかけることはないということで、代表もされておりますけど、そこらへんのは了承はされてます。

会 長 このここまでの意見言われることもっともだと思います。だから、皆さんもほかに意見がありましたらどうぞ出してください。

○5番 今、ふるさと納税では、たいぎゃ米が足りないっていうような話をちょっと聞いてるんですけども、輝きという品種だったと思いますが、そういった他に面積というか、これぐらいの面積じゃとても足らんと思うとですたいね。甲佐町としての考え方というか、やっぱり輝きという甲佐町のふるさと納税のあれで出しとるけん、もしその品種の間違いじゃなかばってんが、そうした違うというか、そういったつは大丈夫とですかね。

事務局長 先ほど言いましたように、今は県産米のミックスならオーケーなんですね。で、行く行くは総務省もその産地のやつを使ってくれというふうに変ってきてるそうなんですよ。で、それを賄うために甲佐産だけをちょっとしていきたいということで始められました、この●●ファーム甲佐さんがですね。

○5番 それでも、これぐらいの面積ではとても対応できないということ。

事務局長 はい、足りないです。一応、地域振興課から聞いてっとは1万俵は欲しいという話をされておるので。

○5番 その量というと、今、甲佐町には何万俵取れよっとかな。

事務局長 1万俵は欲しいという話なんです。

○5番 JAさんとの……。

事務局長 だけん、農協さんとの絡みがないように、この▲▲さんが今まで作ってらっしゃったのは農協に出してないWCSとかそこら辺のやつの面積なので、そこは全然農協さんとはどうこうなるということじゃないです。

○5番 ばってんが、そういった量ももっと甲佐町自体の生産地って言うか、そぎゃんしたつの品種が限定されとるというか、ブレンド米と今言いなはった形で出荷ができよと思うとばってんが、その売り込みのあれは大丈夫かなということをおいつつですね。町内の法人しとんなはっとことの契約とか何とかを先行きは考えてないと

いうか。

事務局長 一応、そういうふうには。ちょっと会長が農協の役員をされてますけど、行く行くはそのような感じで、今後10年後とかになれば、多分どこの法人も高齢化になって耕作放棄地というか、担い手もなくなる、不足するんで、そういうところも将来は徐々に増やしてしていきたいという考えは持っていらっしやいます。

会 長 皆さん、御存じと思いますが、甲佐町、ふるさと納税の収益かなりなるんですね。先ほどちょっと書いてありました、総務省も地元産でなからんと駄目ですよと、極端に言うなら。ミカンにしる何にしる返礼品として送る場合はそういう狭めつつあると。したがって、今、甲佐町で出しているけど、甲佐町のお米じゃないのを甲佐町のブランドで出してますので、そういうことはあんまりよくないですよと、こういうお達しが入ってますので、それに少しでも全部カバーできませんけど、少しずつカバーできるような形でということで、今回は▲▲さんが協力されたということで、若干でありますけど甲佐町の産地で作ったお米ですよということで出していく、そういう内容になっておりますので、そのところは皆さん御理解願えればと。

○5番 ぜひとも100%に近い数字になるように、お互い努力していかんかなと。

甲佐町の名に廃るじゃなかばってんが、そういったところはですね。

会 長 本田さん、何かないね。

推進委員 いいですか。今、ここの中で▲▲さんは認定農家なんですね。だから、全然法人には一切協力してません。今、法人に今度新たに契約者の法人が今30町あります。要するに、だんだん、だんだん、人手がなくなってきました。耕作できんようになったら法人のほうをこの中に入れ込んでいくよという話も聞いてます。米作りの中に対して。

結局、法人も10年契約しましたけど、あと10年先にどれぐらいできるのか。後継者がいないんですね。後継者というのが我々なんですよ。年代的にあと10年できるかという問題があるんですね。その辺の問題を含めて、後々はアグリたぐちの分のほうも協力していくよという話を聞いてます。

今、甲佐町はふるさと納税で物すごく米を出してますよね。その中で甲佐町の米はほとんどないって聞いてます。どこから持ってきてるのか私はそこまで聞いてませんが、その辺を協力してふるさと納税に米を使いたいというんで話を聞いてます。

会 長 ほかにどうぞ。

○7番 この●●ファームというのは下横田になつとるばってんが、あそこの置いてあるところが変わつとるわけですか。

推進委員 ●●ファームは運送屋の中にね、この人がこのやつを今度つくるという話があるんです。

○7番            ああ、その中にですね。

推進委員        うん。だから、今、ふるさと納税の米の配送をやってる業者が運送屋なんですね。その中で要するに甲佐町の米をこの中に入れ込んでいきたいということで、▲▲の土地をまず最初、5町1反。そこに貸すんです。で、その米の作り方は自分が指導していくというんです。

○7番            機械も何も▲▲さんのやつをこのまま？

推進委員        そのまま。機械も使って。そのまま自分が指導をする。自分はその中に、組合員の中に入らないと。指導者という事で残るということです1。

○12番          所有の機械はないんですか。書類ではリースと書いてある。

推進委員        だから、機械は恐らくね。彼がリースで貸し出す。売るんじゃないくてね。

会 長            リースもおそらく出てくると思います。全くの農業機械を持ってない人だから、それは当然ですね。

○7番            この■■■というのは、もともと何とかファームばしよらしたわけでしょう。あそこはまた別ですか。

○12番          分からない。従業員は7人で。家族プラス。

事務局長        一応、町が委託してますふるさと返礼品の会社の未来創造さんの社長でもあるんですね。で、農業部門のほうで先ほど言いました●●ファーム甲佐という会社を立ち上げられました。

会 長            大体意見も出ましたので、皆さん、内容はお分かりになったと思いますが、そうということで甲佐ブランドでの。そのための今回の申請ですので、皆さん、いろいろ出てるけど、その内容で御理解願えたらと思います。

ほかに何か意見はありませんか。

新規就農者でありますので、当然我々も、農業委員さんも地元では目配りをしながら、例えば畦畔の草刈りとか、あるいは消毒とかいろいろ出てくると思いますので、そこら辺には十分協力していくという約束といたしますか、取っておりますので、協力はされると思います。

それでは、なければ、今日、採決をしまいります。

許可することに賛成の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号6番については原案のとおり許可することに決定いたします。

ちょっとここで5分ほど休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時16分

会 長            それでは、会議を再開いたします。

議案の第41号、農地法第4条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、9ページをお願いします。

議案第41号、農地法第4条許可申請書審議について。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので意見の決定について意見を求めるものです。

令和8年3月5日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 ありがとうございます。

それでは、10ページをお願いします。

議案第41号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思えます。

それでは、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・転用目的・転用の理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思えます。

お手元の資料、11ページに地図を添付しております。ですが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

赤く示しておりますのが今回の申請地でございます。左側に県道嘉島甲佐線、ネッツさん、木村さん、そして、右側、こちらが山出集落でございます。そして、申請人のお宅がこの緑で示した場所でございます。今回の申請地は、申請人の御自宅前にありますこの赤く示したところでございます。ちなみに御船町との町境の場所に位置しております。

場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは、説明します。

今回の申請は、申請人が農地を、既存施設が手狭になり、新たに農業用施設を建設するために転用申請をするものです。

現在、簡易なパイプハウスを建てて利用していますが、台風等、強風が吹くたびに取り外して大きな負担となっているとのこと。

それでは、転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ですが、農業用施設であるため、例外的に除外手続は不要です。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以上であるため、第一種農地に該当します。

②については、第一種農地の転用は、原則として許可をすることができないとされておりますが、例外規定の農業用施設の建設であるため、転用は可能だと思いません。

③については、貯金通帳の写しも添付されているため、事業の実現性については問題ないと思いません。

④については、土砂流出防止のためL型擁壁を設置するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。それでは、説明します。

先月の2月18日に岡本会長、永野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字白旗字小中尾にある農地1筆で、広がり10ヘクタール以上あるため、第一種農地に該当しますが、例外規定の農業用施設の建設であるため、転用は可能だと思いません。

会 長 ただいま8番委員の野口委員から現地調査の報告、また、12番委員の田端委員から転用申請に係る可否の判断である、農地法第4条第6項第1号のイ及びロに該当するものの、例外規定の農業用施設であるため、転用は可能と判断するとの御説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をさせていただきます。

それでは、続きまして、議案第42号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

- 事務局長            それでは、12ページをお願いします。  
議案第42号、農地法第5条許可申請書審議について。  
農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので意見の決定を求めるものでございます。
- 令和8年3月5日提出、甲佐町農業委員会会長名になります。
- 会    長            ありがとうございます。  
それでは、13ページをお願いします。  
議案第42号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思いません。
- 8番                それでは、8番委員の野口委員から説明をお願いします。
- 8番委員の野口です。それでは、番号1番について説明いたします。  
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)
- 会    長            それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局              お手元の資料に位置図を14ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうを御覧ください。  
左側このように国道の443号線が御船方面へ行って、下のほうに町民センター、コンビニ、そして、今回の申請地がこの赤で示したところでございます。それと、申請人の自宅はここ、それと、既存施設、自動車整備場なんですけど、この丸で囲んだ3か所が既存施設があって、それに隣接するこの赤い部分が今回の転用申請に上がっている申請地でございます。  
場所につきましては以上でございます。
- 会    長            それでは、続きまして転用申請に係る可否の判断について8番委員の野口委員から説明をお願いします。
- 8番                8番委員の野口です。それでは説明します。  
今回の申請は、現在の敷地が手狭となり、新たな場所が必要となったため、転用申請をするものです。  
転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。  
それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。  
①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としましては、周囲を住宅地に囲まれ、農業公共投資の対象となっていない農地で、広がりも10ヘクタール以下であるため第二種農地に該当すると思えます。  
②については、「第二種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供

することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められている場合には、原則として許可をすることができない」とされていますが、既存施設に隣接しており、ほかに適地はないため、転用は可能だと思います。

③については、通帳の写しも添付されているため、事業の実現性については問題ないと思います。

④については、「周囲を住宅地に囲まれ整地程度の軽微な造成」であるため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

先月の2月18日に岡本会長、野口委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字早川字下小塚にある農地1筆で、第二種農地に該当し、ほかに適地はないため転用は可能だと思います。

会 長 ただいま9番委員の永野委員から現地調査報告、また、8番委員の野口委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、第二種農地で、他に適地はないため転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。意見ございませんか。なければ、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をしまいたします。

続きまして、審議調書の番号2番を審議いたします。

それでは、9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。それでは、番号2番について説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

会 長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 お手元の資料15ページに地図を添付しております。前のほうのスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

左下、こちらに甲佐小学校、そして、国道の443号線がこのように通っておりまして、左上、甲佐町役場、それと、県道三本松甲佐線がこのように通っておりまして、

赤く示しておるのが今回の申請地です。

3条のときに出てきました隣接農地というのはこの赤の上、198平米、こちらが3条で取得される農地、そして、自宅を建設されるための5条申請が赤く示してあります今回の場所でございます。

場所については以上でございます。

会 長 それでは、続きまして転用申請に係る可否の判断について9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員、永野です。それでは、説明します。

今回の申請は、昨年8月の豪雨で自宅が被災し、自宅を再建する必要があるための申請です。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、周囲は住宅地に接し、農業公共投資の対象となっていない、広がりも10ヘクタール以下の農地であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、「第二種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可をすることができない」とされていますが、集落に接しているため、例外的に転用は可能だと思えます。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思えます。

④については、「周囲を集落に接しており、整地程度の軽微な造成」であるため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思えます。

⑤については、問題ないと思えます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。

先月の2月18日に、岡本会長、永野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字豊内字塘ノ内にある農地1筆で、第二種農地に該当すると思いますが、集落に接しているため、例外的に転用は可能だと思えます。

会 長 ただいま8番委員の野口委員から現地調査の報告、また、9番委員の永野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいず

れにも該当せず、集落に接しているため、例外的に転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。意見ございませんか。外村委員、どうぞ。

○7番 すみません、また言うておきます。

さっきのところの3号議案で出た案件が隣りですよ。家のところですね。地図がこぎゃんして、今んとなら見やすかばってん、さっきんとは全然分からんでしょうが。だけん、出すときもうちょっとそして、特にこの場合は同じ家には同じところがあるとだけん、この地図ば出すとき、もうちょっと気を使ってはいよ。さっきんとで分からんもん。お願いします。

会 長 それぞれ担当で。

○7番 担当で違うけん。ばってんが、やっぱりさっき言った役場から取ったて言わしたけん、ぎゃんなとととたい。これは、今んとは小学校から取ってあるけん、だけん、この辺はもうちょっとよろしゅうお願いします。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をしまいたします。

今がちょうど2時35分ぐらいですか。これで10分だけ休憩をいたしまして、45分からあとの議案に入りますのでよろしくをお願いします。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時48分

会 長 それでは、再開をいたします。

それでは、議案第43号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、16ページをお願いします。

議案第43号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年3月5日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の17ページをお願いします。

甲農第1954号、令和8年2月16日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので、諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和8年5月1日貸付開始分となっております。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画については、田が56筆の6万6,490平米、畑が10筆の7,912平米となります。

委員の皆様へ審議していただくのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、18ページをお願いします。

議案第43号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議をいたします。

番号1番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

番号1番について審議したいと思いますのですが、相手方は農事組合法人元白旗で、私はその法人の役員をしております。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、1番の審議が終わるまで私は退席をいたしたいと思います。退席をいたします。

議事の進行につきましては、永野職務代理者をお願いをいたします。それではよろしく願いいたします。

（岡本会長退出）

永野職務代理者 職務代理者の永野です。ただいま会長から説明がありましたが、規程の定めにより会長が議事の進行ができませんので、会長に代わりまして議事の進行を進めさせていただきます。

それでは、番号1番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらを甲佐町から熊本市方面に県道嘉島甲佐線が走っておりまして、ネットヨタさん、大福物流さんがございます。今回の申請地につきましては、大福物流さんの裏手に3筆、このように隣接しております。

番号1番の相手方は、認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

永野職務代理人 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり決定します。

岡本会長の入室を認めます。

(岡本会長入室)

会 長 それでは、続きまして、番号2番、3番は相手方が同一のため一緒に審議したいと思ひます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

23ページには番号2番の申請地を、24ページには番号3番の申請地を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず最初に、申請番号2番の申請地について御説明いたします。申請地は赤色の部分でございます。こちらに井戸江狭橋が架かっておりまして、番号2番の申請地につきましては、井戸江狭から約350メートル圏内に11筆、このように点在、隣接しております。

続きまして、番号3番の申請地につきまして、場所の説明をいたします。申請地は赤色の部分でございます。こちらに甲佐小学校がござひます。番号3番の申請地は、甲佐小学校から約510メートル圏内に4筆点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号2番、3番の相手方は、認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされてい

ます。2番の申請地の畑には麦を、田には大豆、麦の作付を、3番の申請地には米の作付を計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ござい

せんか。

意見もないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号2番、3番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらは甲佐町から熊本市方面に県道嘉島甲佐線が走っておりまして、左に大福物流さんがございます。今回の申請地は、こちら、大福物流さんから約1キロメートル圏内にこのように5筆点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号4番の相手方は認定農業者で、主に、米、麦、野菜、花の作付をされております。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ござい

せんか。

意見もないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり決定をいたします。  
それでは、15ページをお願いします。

続きまして、番号5番、6番について一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに緑川パーキングエリアさんがございまして、ここから約780メートル圏内に4筆点在しております。こちらが番号5番の申請地になりまして、残り3筆が6番の申請地になっております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号5番、6番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされております。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されてございまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会 長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号5番、6番については原案のとおり決定をしまいたします。

続きまして、19ページをお願いします。

番号7番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

27ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに甲佐中学校がございまして、番号7番の申請地は甲佐中学校から焼く

400メートル圏内に3筆隣接しております。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号7番については原案のとおり決定をしまいたします。

続きまして、番号8番から番号16番については、相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに田口橋がございまして、番号8番から16番の申請地は田口橋から約700メートル圏内に20筆このように隣接、点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号8番から番号16番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておきまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めまます。

番号8番から番号16番については原案のとおり決定をしまいたします。

続きまして、20ページをお願いします。番号17番から番号24番は相手方が同一のため、一緒に審議と思いまます。

それでは事務局から事前に説明がありますので説明をお願いします。

事務局

まず、事務局から事前に説明いたします。

番号17番から番号24番の申請内容なんですけれども、申請人の耕作面積について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。申請人から熊本県農業公社へ農地を貸すことを集積、相手方が農地を熊本県農業公社を借りることを配分と言います。

番号17番から番号24番の契約区分は再配分となっておりまして申請人から熊本県農業公社へ農地を貸す集積については解約はせずに、今回は耕作者である配分のみを解約して新たな耕作者に申請するというものになっております。

申請土地はすでに熊本県農用公社が借りている状態ですので、申請人の耕作面積は申請土地の面積に含みません。そのため、18番と24番につきましては申請土地の面積よりも耕作面積の方が小さくなっています。

事前説明は以上です。

会 長

それでは改めて、番号17番から番号24番について審議をしてみたいです。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに野乃屋さんがございまして、野乃屋さんから900メートル圏内に12筆、隣接、点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号17番から番号24番の相手方は▲▲農園の代表者として、農業をされています。今後、農園が生産部門から撤退するという個人で耕作されるため、今回の申請となっております。この相手方は主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

田端委員。

○12番

先ほどの再配分のやつをもう一回ちょっと。18番の59平米が残ってますよね。ここに絡めてちょっと説明してもらえませんか。仮に18番の2,467を農地管理機構に渡してますよ、で、残りが59平米ですよという判断ですか。

事務局

御説明します。

今回の申請地は、18番については2,467平米です。ここにつきましては、既にほかの方が借りていらっしゃるって、実際に中間管理機構が借りている状態です。

○12番 借りていて、Bさんが今耕作しよったということですか。

事務局 そうです、そうです。ですので、このもともとの所有者の面積だけが残っているので、この申請土地よりも面積が少ない状態なんです。

○12番 じゃあ、BさんからこのAさんに移行する時は、戻すとかというあれはないんですか。

事務局 はい、今回はこちら、中間管理機構から耕作者配分の部分の契約になるので、再配分になりますので、面積は含まれてないです。

○12番 いやいや、ごめん。農業公社がAさんに貸してたやつが、Aさんがもうせんごてなったけん、Bさんを見つけるためには公社が見つけて、Bさんに貸し付けるという形になるんですか。土地の地権者は関係ないんですか。イメージ。

事務局 ちょっとAさん、Bさんの表記があれだったんですけど、これまでは▲▲農園さんが借りていらっしゃいました、こちらの耕作者のほうがですね。で、一旦所有者の方から農業法公社、中間管理機構が借りて、それを▲▲農園さんが借りてらっしゃったんですよ。一旦そこを解約をされて、個人で■■さんが契約をされるということで、こちらの配分の部分の再配分っていう形になります。

○12番 それで、この18番の方が今までやつだ農園に貸しとったけど、■■さんに変わったということは御存じなんですか。

事務局 はい、御存じです。

○12番 御存じなんですね。そこで、いや、■■さんには俺は貸したくないと言われたらまた変わるということね。

事務局 そうです、そうです。そしたら、契約は成立しないので。

会 長 それは取っとるど。

事務局 はい。

会 長 ここにはそれは出てないけど。

○7番 ▲▲農園は撤退させたっですか。

会 長 ▲▲農園は撤退させたつかって。

事務局 地元だけん、井上委員だろう。

推進委員 では、私のほうから。私の地元なもんですからですね。

今、話がありましたように、▲▲農園が借りてらしたのを、実際されていたのはこの■■さんという方ですね。この人が▲▲農園から雇われで農業をされてるんですけども、この貸し借りの問題にちょっと関係しないかもしれませんが、地域の農家の方とトラブルが相当今まであっておるんですよ。なぜかという、耕作の仕方が全然違うんですよ。例えば田植あたりも全部時期が遅いし、中干しせにゃん

時期にも水をずっと張ってらっしゃる。だから、そこの地域の方々とこれまでも何度か私のほうに「どぎゃんか言うちくれんどか」という話も去年もありました。中には、落とさにゃん時期に水ば入れなはるもんだけん、非常にそこの地域全体の農業経営に、▲▲病院のときはちょっとトラブルがあったことがあります。

今後、個人になりますから、そこはどぎゃんふうな形で協力されてから、地域の中で話合いができるか分かりませんが、時期的に同じような時期にやっていたくとよかとですけど、全部ずれてしなはるもんだけん、何もかんも地域のそこのうちの中山間地域との、水の特にないところですから、そういうところでのトラブルが発生する可能性があるなという、ちょっと心配は持ってるところです。

会 長 今、井上委員の意見に対して何かここで。

事務局 私がちょっと聞いていたのが、病院勤務での形態になってしまうと、雇用の面で週に何回勤務という縛りがやっぱりあるので、その地域の状況とか、時期の状況によってうまく動くことができないと。で、勤務形態を今後変えて、個人ですることによってそこが融通が利くようになるというふうに伺ってます。

○7番 ▲▲病院に米を卸さすわけですか。

事務局 米を卸されるかどうか。ただ、お米がどう動くかはちょっと分からないんですけど、これまで訪問介護のパート職員の待遇で週に何回勤務というのが決まっていたんですけど、個人でになるので、そこは融通が利くということと、あと、農業は大丈夫ですか、個人でどうやってできるんですかというところで確認したところ、農機具はトラクターや軽トラ、田植機、水揚げポンプ、全て病院の名義らしいんですけど、その名義が、その機械は今後も個人になっても借りれるということでした。事務所も、今後も引き続き■■さん個人になっても病院の利用状況のまま使うことができるっていうふうに伺いましたので。

推進委員 では、■■さんの方とも地域の生産組合とかあるんですよね、そことやっぱり話合いをして、時期を大体同じような時期にさせていただくと、この何町分かが完全に時期がずれてしまうと、特に中山間は水取りの問題とかいろいろ、水げんかじゃなかですけど、そういうことも発生しますのですね。

○7番 今までは我がばかりかけ流しよらしたもんね、反対さん流さすもんだけん、水は足らんで、下はたいぎや文句の出たっですよ。

推進委員 下の田んぼには流さんで、かけ流しして。

○7番 今はよっぽどようなととるです、前よりか。

推進委員 ただ、その辺は、個人で今度されるんだったら、特にその辺の地域との協調性とか、協議が必要かなというのはちょっと感じたんです。

会 長 今までは、▲▲病院の中の病院から委託を受けたことに全部して、お米を全部そこに入れて、そこの何か残ったつはその職員さんとか何とかに買ってもらうとか何

とか。今度は切り離れたからですね、病院から。

推進委員  
会 長

▲▲病院自体が、城南のほうにも何か一つつくってらっしゃるらしいんですよ。うちが農家だからですね。今度、新規就農の面談といたしますかね、あれもありますので、その中で今井上さんが言われた内容を個人に、こういう意見がありましたよということで、地域との調和もうまくやるようにですね。

推進委員  
会 長

よろしくをお願いします。

お願いをこっちからいたします。

○12番

今は、■■さんはもともとから社員じゃなくて委託されてた。今も、委託をされずに個人だったということなんですか。

推進委員

今までは▲▲病院の雇われ、職員ですから。

○12番

この方なんでしょう。同じ人が耕作するんですよね。

推進委員

そう、今度は同じ人がそうです。▲▲病院から切り離して個人で契約してするという、今、お話のごたるようです。

○12番

病院だったら結構やかましゅう言うたら、病院というね、会社やけん、ある程度言うこと聞かすかもしれん。今度、個人やったら、うっぱねられたら終わりですね。

○7番

今までも草切りもさっさんし、土手も全然刈らっさんし、水は水でそぎゃんして我がばかり反対さん流して、かけ流ししよらするし。

○12番

ごめんなさい、ちょっと会長、こういうときにね、こぎゃん何か変てこな人が作るっていうやつをみんな承認しますかという反対したらどうなるんですか。

会 長

反対したら否決されるだけでしょう。

○12番

そうでしょうね。

会 長

それはそうです。ここに今14名いますけど、それはそう。反対意見が賛成を上回れば否決ですよ。

○12番

条件つけて、地域とのコミュニケーションをきちっと取るという条件で承認するとかだったらね、井上さんたちも、ね。

推進委員

そういう困ったこともあるばってん、実際そこを作らんと、まさに荒地になっってしまう。

○7番

特に狭かつばっかで、形の悪かつばっかですもん。だけん、他ん者はもうさっさんです。

推進委員

まさにそぎゃん状態です。

会 長

だけん、今言うたように、新規就農だけん。

○12番

新規就農なんですか。

会 長

前からずっとしとられる。だから、そういう年間の対応の中でその状況を聞き取るんですよ。で、そのときに今言ったような意見を申出本人に……。

○12番

じゃあ、このMさんは新規就農の認定を持ってるんですね。

会 長            そうです。

○12番            ああ、だったら大丈夫。

会 長            だけん、この付近で言っていく以外はなかつすね。あと、本人が努力してもら  
う。そういう人、何人もいますけどね、新規就農の中にも。そういう状況です。

○1番            こら許可の条件の中に入れるわけにはいかんとですか。

会 長            それつけて許可したことはないけんですな。だけん、あんまり縛っていくとなか  
なか後々のあれに関わるようなことで。

○7番            作らんで言わしたら大ごとだけんですな。

会 長            新規就農がおらんごつなると、どんこんしようがなかけん。

○1番            地域の方が困とらすならな。

推進委員        同じ▲▲病院のですけど、今、ここは継続して■■さん個人が作られるようにな  
りましたけど、上のほう、タシロという部落は全部返還して誰も作る者がおらんご  
つなってしまった。あっちのほうは、イノシシの有害鳥獣被害と水がないというこ  
とで今までの五、六枚全部作ってらっしゃったんですけど、それは全部返還します、  
返しますっていうことになつとるようです。だから、上のほうは困っておられると  
です。

会 長            それはそうですね。だから、誰も作る者がおらんごとなつたら。

○7番            去年、見に行ったとき、このくらいしか稲が育とらん。水んなかもんだけん。  
堤が3つ在るとに全部潰しとるもんだけんが。水のなかけん。して、地震でくえて  
しもうとるもんだけん。そこば金かけて修繕したっちゃ、その後ば作る者のおるか  
ですたい。田ん中の形は悪かし、水も悪かもんだけん。

推進委員        返されたところは、一応圃場整備はしてあつとですよ。1反半ぐらいのが全部  
1枚になつてるんですけど、まず水がないということ有害鳥獣でね、全部返還と。

会 長            大体意見も分かりました。また、先ほど言うた形をつくっていきますので、そう  
いう条件でこの案件は採決を採っていきたいと思います。

                  それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
もう1回挙手をお願いします。

                  (賛成者挙手)

                  じゃあ、一応そういうことで、全員賛成と認めます。

                  番号17番から24番については原案のとおり決定をしまります。

                  それでは、21ページをお願いします。

                  続きまして、番号25番について審議をいたします。

                  この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

                  それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

30ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらに緑川パーキングエリアがございまして、緑川パーキングエリアから南東へ約500メートルのところに1筆、このようにございます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号25番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号25番については原案のとおり決定をしております。

続きまして、番号26番について審議したいと思います。

この案件もさきの25番と同様、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

31ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに糸田集落がございまして、甲佐町から熊本市のほうに国道443号線が走っております。西邦電気工事株式会社さんから900メートル圏内に2筆、このように点在しております。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号26番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号26番については原案のとおり承認をしております。

続きまして、番号27番について審議をしております。

この案件も、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買です。熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

32ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。先ほど、この赤色の隣の部分が26番の申請地だったんですけども、27番の申請地はこの横でございます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいま事務局から、番号27番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号27番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、最後の案件になります。

議案第44号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、33ページをお願いします。

議案第44号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について。別紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものでございます。

令和8年3月5日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の34ページをお願いします。

甲農第2021号、令和8年2月19日です。甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について(諮問)。このことについて農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

詳細については、事務局から説明いたします。

事務局

それでは、説明します。

それでは、35ページを御覧ください。

まず、この経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について簡単に御説明を

します。

この構想は、農業経営基盤強化促進法に基づいており、この法律の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を行うに当たり、認定農業者や認定新規就農者を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を補うような農業構造を確立するためのものとなっております。

この法律の第6条第1項に市町村の基本構想の策定が定められており、地域の条件に配慮し、決定された政策の具体的な基準や推進方針を定めるものといったものになっております。

また、農業経営基盤強化促進法第6条の第4項に、この構想を策定するに当たりまして、市町村は基本構想を定め、またこれを変更しようとするときは、あらかじめ農業者、農業に関する団体、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする規定されておりますので、関係団体である当農業委員会に諮問がっております。

それでは、中身に入ります。

修正箇所が多いので、誤字の訂正等につきましては説明を省略させていただき、重要な変更箇所だけ抜粋して説明しますので、よろしくお願いします。

1点目は、37ページ、37ページを御覧ください。

37ページの第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の3、中段辺りですね。3の「地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者の1人当たりの概ね360万円以上」を400万円に変更です。これは、認定農業者……。

事務局長 白黒でしてあるけん皆さん分かんないはらん。カラーでしとかんと。

37ページの第1の3番。3番の中の9行目ですね。「主たる従事者1人当たり概ね360万」というのを訂正して400万というところになります。

事務局 これは、認定農業者分になります。この変更の理由としましては、今回の改正におきまして、近隣町村、御船町、益城町の分を確認しましたところ、400万円を設定される方向性から当町も400万円と変更しているところです。

2点目は、ページ、40ページ。

○1番 その変更したつは書いてなかっだろ、これには。

事務局長 変更したのが、先ほど言った3番の中の9行目。360をベースにして400程度になります。

事務局 ちょっと分かりづらくて申し訳ありません。すみません。

ここの360にですね、見え消しで横線引いてありまして、それが400万ということですのであります。見えにくいですね、申し訳ありません。

○7番 嘉島が400万になつとるけん、こっちも見直すと。

事務局 合わせるようにしています。

○7番 合わせてって言うばってんたい、こっちは糸田てろん芝原は広かけん、よかばってん、ほんならミヤウチてろん、タツノはどぎゃんなつと。中山間地でそぎゃんとのできるもんな、そぎゃん。同じごて、よそん町のしとるけん、俺げも上げたて言うばってん、全然経営の。同じ田ん中、1反打つとでん打ち方の違うとだけん、形は悪かし、狭かし。

会 長 説明ばちょっと聞いとってください。で、後からですね。今は認定農業者の分ですから。説明を続けて。

事務局 続きまして、2点目は、ページ、40ページ……。

○12番 38ページはないんですか。訂正ありますよ。

事務局 38ページは……。

○12番 ああ、真ん中にあつた。

事務局 これは、今回、すいません、重要なところだけです。誤字は割愛させていただいてますので。

続きまして、40ページですね。40ページの(2)のアの確保・育成すべき人数の目標のところの3行目ですかね。600のところに見え消して490人というところなんですけど、これは600人から490人に変更しております。こちらは、県の変更後の目標人数に合わせております。

また、その横の「甲佐町において年間5人」を「年間2人」に変更しております。こちらは、変更の理由としましては、令和2年から令和6年までの平均値を取りまして「2人」としております。

続きまして、3点目になります。3点目は、同じページ、40ページの(4)の推進する取組というところですが、現行、この訂正前の構想につきましては、「地区ごとに」と。地区ごとに甲佐・乙女地区、すいません、41ページをちょっと御覧もらってよろしいですか。

41ページ、訂正前は、上から9行目のア、甲佐地区・乙女地区と、イの白旗・乙女地区等に、こういうふう地区ごとに記載してございましたけども、今回は全体の取組、全体のですね、地区ごとじゃなくて、甲佐町全体の取組に表記の変更をしております。

大きな変更点で、4点目はですね。

○12番 ちょっと待って。最後に質問受けようと思ったらまた戻らないかんとたい。ちょっと聞いていいですか。

41ページのだあつと消してあつて、第2の上に「本町においては、」というのがあつたじゃないですか。これは消さんでよかつね。残るわけですか。これ、どういう意味なんだろう。第2で大きく書いてあるところのいっちょ上、「本町においては、」。

事務局 すみません、こちらもですね。

○12番 要らんなら消さなきゃならんたい。

事務局 こちらは訂正。削除をお願いします。

○12番 その前にもね、40ページの(2)のイの真ん中ぐらいにある「2,000時間」だと思うんだけど、「2,-.000」ってどういう意味なんですか。

事務局 すみません、こちら表記の2.000となっていますので、この点のところを、これじゃあ分かりづらいんですけど、点のところを見え消しでしたところ、ちょっと点の部分に入らなかったんで、この点を消している状態になります。ですので、こちらは「2,000時間」ということで申し訳ありません。「2,000時間」です。点を消したつもりでそれが上のほうに……。

○12番 ごめん、ついでに(4)も「地域ごと」を消しますよと書いてある。これ文言で言うと、(4)推進する取組というのが残るんやけど、「地域ごとに推進する」の「地域ごと」を消すんやろう。

事務局 これは……。

○12番 これはそのまま(4)推進する取組。このまま。

事務局 そのままになります。

○12番 何ば推進するとですか。

事務局 推進する取組は……。

○12番 全部要らないんですか。

事務局 いや、「地域ごとに」が要らんとです。

○12番 「地域ごとに」は入れないでいい。「推進する取組」やろう。何を推進する取組という、何というのは要らないんですか。

事務局 それは、すみません、下のほうにあります「本町において」ということで、全体的に本町において推進する取組ということで御理解いただければありがたいです。

○12番 下記に推進する取組とか何かじゃなくて、そのままでもいいのね。つながるのかな。まあ、いいわ。はい、次、どうぞ。

事務局 4点目ですね。すみません、今度は44ページの第2の2。ちょっと飛びます。

○12番 42に質問がある。野菜のところにはニラというのが入っとるんだけど、今、ニラを地域の特産品から除外してあるよね。ここにニラという文字、要るとや。下から二つ目、野菜プラス水稻。ニラってここに残っとるたいな。後のほうでね、ニラは削除しますと出てくるとよ。残してるんですね。

事務局 これは、はい、ニラは……。

○12番 ニラ0.6ヘクタールというのは、残してるとね。

事務局 ニラは残します。

○12番 ごめん、新規就農とか認定農業者の件だよな。これ、麦は入れんでもいいわけで

すか。

事務局 よろしいですか。

○12番 いや、駄目、まだ。42ページに戻って、一番下の〔法人経営〕規模拡大型というのが、これ、次のページの頭に来るんじゃない、これ。43ページの頭に。これ、切り方が悪いんじゃないですか。はい、次。

事務局 では、次、44ページですね。4点目ですね。44ページの第2の2の中のこちらの  
上から4、農業経営の指標というところになります。こちらの数字につきましては、国の要項に沿って、今度は新規就農者の目標所得と労働時間を追記しております。農業経営指標ですね。これは新規就農者の目標所得と労働時間の分となります。

続きまして、5点目は、すいません、また飛びます。46ページです。46ページの中段辺りの第4の1のア、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標の下のアですね。アの下の方、2、こちらの面積シェア、この面的集積の目標の面積シェアが80%と以前はなっておりましたが、今回は、国及び県が70%に改定しました。今回、町も国と県と同水準の70%に設定しております。

また、その下ですね、46ページの下から数えて2段目、注の2、目標年次は令和11年を12年度と変更しております。

最後に、すいません……。

○12番 さっきごめん、1個前で45ページに特産品であるニラというのが消してあるからね。さっき言ったのはここです。ニラを特産品から除外したという意味だよ。

事務局 はい、除外したと。これは、ニラ、除外しております。見え消しで消しております。

続きまして、最後に、48ページの中段から52ページの上段部分になりますけれども、こちらにつきましては、今までは農地の貸し借りが、3条申請と中間管理を通した申請と別に、以前は利用権設定、農業経営基盤強化促進法により利用権設定がありましたけど、これが令和7年度から廃止されております。ですので、皆さん、今、3条分と中間管理分になりますので、こちら、利用権設定、経営基盤促進法による事項、こちらのほうを今、全部見え消した分は、そこの利用権設定になりますので、ここの部分を全部削除しております。

重要となる変更箇所は以上ですが、今度は町のほうでこの見直しについて、県にこの今例示しております案をいただいております。県で修正を行い、内容的にも問題ないという回答をいただいております。

事務局から説明は以上になります。

○12番 48ページを教えてください。

この一番上に①から⑧が消されて、①が②のところに来たりするよね。だけん、

①から⑦に変わったっていうことだろう。利用権設定等促進事業というのが全部消えたということよね。この文字は消えんでよかつね。

事務局           こちらを消します。

○12番           利用権設定等促進事業に関する事項を全部消したんやろう。

事務局           ですね。

○12番           消すんだ。

事務局           こちらは、はい、削除になりますから。

○12番           もういっちょね。⑥を消して⑤になった、新たに農業経営を何ちゃらってやつで、ここ、最後が目標という文字で締めてあるんやけど、みんな事業、事業で来てるんやけど、ここだけ目標になってるけれど、事業じゃないわけですか。

事務局           これは目標ですね。

○12番           ほかの①から⑦の文言は全部事業で締めてあるけど。

事務局           これは目標ですね。

○12番           目標でいいんですね。

事務局           はい、目標でいいです。

○12番           55ページ。(2)に掲げる目標じゃなくて、これは事項って書いてあるよ。ちゃんと合わせんでよかつね。もういっちょ上の4番も事項で締めくくってあるね。これ、ただ、農業委員会に確認して諮問を受けたということになるよね。誤字脱字だらけのやつが……。

事務局           これにつきまして、5番の目標としてありますが、事項につきましては、こちらのほうは御意見があったということで町のほうにも農業委員会から伝えたいと思います。

会 長           県のほうに一応閲覧はしてもらっとっただろう。その旨はやっぱり伝えておかないと。

事務局           分かりました。じゃあ、そちらのほうは、修正と確認をお願いします。

会 長           要するに、県のひな型に対して町のつをこうしていきますよという修正ですね。

○12番           もう1個よかね。54ページ、一番下に4を消して3項目になって、「上益城農業協同組合が」とかというのがあるんやけど、分かりますか。下から8行目ぐらい。「上益城農業協同組合が行う農作業の委託」、農作業を委託してるのか、JAが。実際あるんですか。ちょっと文言が気になったけん、気にしただけよ。委託のあっせんって書いてある。委託のあっせんってどういう意味ですか。農業自体はせんちゅうことだろう。農業自体はせんですよ、あっせんだけん。

推進委員       いや、農協の中に中間管理機構の要するに農地だけを移動する課があるんですよ。売買はだめです。その人が行って、この人に農地を貸してくれということで、中間管理機構に貸すのが一応JAの中にあります。

- 1番 農作業って書いてあつてでしょ。農作業のあつせんだけん。あつせんだけん、あつせんはさすとだろうだい。JAはせんぼってんが、あつせんはしてあるわけだろう。
- 12番 農協がって書いてあるんじゃないかもん。  
いや、ちょっと文言がね、ちょっと気になる。おかしかったけん、アンダーラインしてたけど。農協は農作業は委託はせんけん。誰かに相談があったときに、誰かにあの人がさすよというあつせんをする。
- 7番 進めて行ってよかですか。
- 12番 ごめん、全部読ませてもらおうとるけん。まだあるよ。  
57ページ。第6、その他。2行目、「別に定めるものとする」とは、この別紙って何ですか。別に定めるって何かあるとですか、別紙か何か。この別に定めるものはどこにあるのか。全部読んだって。1週間ばかり前に来たけん。何この訂正はと思つて全部読んだよ。全部赤ペン入れた。
- 事務局 必要な事項はまた別に定めようとするということでありまして、何か必要なものが出てきたら別にまた定めるといふ。
- 1番 そぎゃんとはあつとな。
- 事務局 いや、まだ。出てきたときはです。
- 12番 出てきたときはって書いてあるや。  
さっきの農協の話は、分かるかね、この意味。いや、分かればいいよ。
- 7番 これは意味は……。だけん、誰か頼ますならそれば人に紹介して、紹介するこつば進めますという話ですばい。促進するだけん。
- 12番 農作業の委託のあつせんの促進、その他だけん。含みがあるばい。
- 1番 57のその「別に定める」はたい、本来なからないかんとぼってんね。そろえてなからないかんとぼってんな。なかですか。
- 事務局 ないです。
- 1番 ほんなら例えばどぎゃんがあつとですか。
- 事務局 これにない想定外のやつが来たら、改めて協議してつくりましょうという、「別に定める」といふのはそういう意味というふうに解釈しております。
- 推進委員 これで見ると、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な部分の構想だけんが、今からいろいろ出てくるんじゃないですか、細事にわたっては。
- 事務局 基本的には、根幹のところ、細かな枝葉といふか、そういった細かいところまではこの構想の中には入ってないということ。
- 1番 最初思つたぼってん、文章の訂正の仕方たい。そもそもこうゆう訂正の仕方ね。
- 事務局長 いや、これは、もともと私が最初に見たときは赤字だったんです。カラーだったんです。だけん、ちょっと今回白黒だけん、これは分からんどという話で、すみません。

- 1番 公文書の訂正の仕方ってぎゃん訂正の仕方ってなかるたい。  
事務局長 変わったところが、一応皆さんにお示しするという形で……。見にくかけん。大体カラーにすればよかったんですけど。すみません、申し訳ないです。
- 1番 ぎゃん訂正の仕方って初めて見たけん。  
○7番 ちいっと読みやすかごてしてあるとだろ。そげんしていっちょきましょう。  
会 長 田端さんの言うた農協のあっせんのところ、あそこを確認しとってください。でないと、回答をまだもらっとらんけん。
- 今回の構想は、基本的な構想の変更ですから、微に入り細に入りの具体的などころは分かりませんので、はっきり言いまして。一応これで県から来たとを甲佐町のあれにし直したところで提案してるわけです。そういうことで皆さんには納得いただきたいと思います。
- よろしいでしょうかね、それでは。
- それでは、ただいま事務局から農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明があったところです。これを、いろいろ意見も出ましたんで、それを踏まえてこの原案に対して賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。
- (賛成者挙手)
- じゃあ、賛成多数ということで今回認めますので。
- 先ほども言いましたように全員賛成ではありません。賛成多数ということで町長のほうには答申してまいりたいと思います。
- 本日、いろいろいたしました。議題は全て終了いたしましたので、あとは事務局のほうにバトンをタッチいたします。
- 事務局長 では、これをもちまして、第12回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

9 番

10 番